

令和8年4月 医療的ケア児・障害児の保育施設利用申込案内

松戸市では、保育要件を有する医療的ケア児・障害児について、お子様を安全にお預かりするため、令和8年4月入園のみ申込受付及び利用調整を先行して実施いたします。

- ◇ 申込期間：令和7年9月1日（月）～9月30日（火）必着
- ◇ 受付方法：保育課窓口または郵送にて受付
- ◇ 必要書類：利用申込書様式1、様式2、様式3－2、様式4、様式5、就労証明書等保育要件に関する書類、マイナンバー等の写し、その他状況に応じて必要な書類

※上記の書類は、令和7年8月15日（金）より松戸市ホームページからダウンロードできます。
また、保育課窓口にて申請書一式を配布しています。

対象施設や対象児童についてはそれぞれ以下のとおりです。

【医療的ケア児】

対象施設：コアア保育所・梨香台保育所・馬橋西保育所

認定こども園風の丘・松戸ゆいのひ保育園・ときわ平保育園・ケヤキッズ保育園
（令和7年8月15日時点）

※ケヤキッズ保育園は3歳児～5歳児クラスの児童の受け入れとなります。

※その他の公立保育所での受け入れにつきましては慎重に検討いたします。

対象児童：下記①～④のすべてを満たす医療的ケア児が選考の対象です。

① 申込時点および令和8年4月1日時点で松戸市に住民登録があること

② 集団保育が可能と見込めること

（家庭での生活において基礎疾患の状態が安定している）

※集団保育の適否のほか、医療的ケアの内容（例：気管カニューレからたん吸引）について、また保育園で必要な配慮の内容が具体的に記載された、医師からの診断書を提出してください。

③ 原則として週3日以上通園できる児童であること

④ 平日利用のみであること

※医療的ケア児で身体障害者手帳、または療育手帳を所持している児童、特別児童扶養手当受給の認定がある児童は、その書類も併せてご提出ください。なお、現在申請中の児童は用意でき次第ご提出ください。

※次の事項の児童は申込み可能ですが、入所が難しいことをあらかじめご理解ください。

- ・常時、人工呼吸器の使用を必要とする場合
- ・てんかん発作等に伴う呼吸器管理（吸引、酸素投与、バギング等）、薬剤投与等を必要とする場合

【障害児】

対象施設：公立保育所・民間保育園・小規模保育施設・認定こども園

対象児童：下記①～④すべてを満たす障害児が選考の対象です。

- ① 申込時点および令和8年4月1日時点で松戸市に住民登録があること
- ② 身体障害者手帳、療育手帳または通所受給者証を所持している児童、特別児童扶養手当受給の認定がある児童であること
- ③ 集団保育が可能と見込めること
※集団保育の適否と集団での配慮内容について具体的に記載された医師からの診断書を提出してください。
- ④ 原則として週3日以上通園できる児童であること
※障害者手帳等を申請中の児童は令和7年11月28日(金)までに手帳の写しをご提出ください。

本申込みにおける注意事項

- (1) 申込後に保育課で児童の面談を行います。なお、お子様の様子や医療的ケアに使用する物品・器具などの詳細等を記録するために、面談の様子を動画で撮影する場合があります。
- (2) 面談の結果、松戸市として保育現場の中で安全に児童を集団保育することが難しいと判断する場合があります。
- (3) 安全にお預かりするために、看護師が不在の際など、保育園が家庭保育にご協力をお願いすることがあります。
- (4) 児童の健康状況は、入園にあたって非常に大切な情報となるため正確かつ詳細にご記載ください。また、申し込み後に健康状況に変更があった場合は速やかに保育課までご連絡ください。申し込み内容と異なる事実（記載漏れや虚偽の記載を含む）が判明した場合、内定後であっても入園が取り消しになる場合があります。
- (5) 必要に応じて受診の同行や医師との面談を行う場合があります。
- (6) 入園後に児童の健康状態の変化等により集団保育が困難であると判断された場合、退園または他機関へのご案内となる場合があります。
- (7) 児童の状況によっては、個別に利用時間をご相談させていただくことがあります。
- (8) 各園には定員がございますので、申込みいただいた児童すべての入所を保証するものではありません。
- (9) 在園児は対象外です。継続確認で意向を確認のうえ、通常申込みの児童と同じ日程で調整いたします。
- (10) 令和8年4月に入所保留となった場合、同一年度内（令和9年3月入所まで）は毎月利用調整を継続します。なお、5月以降は通常選考となります。
- (11) 本申込み締め切り後、次回の受付は令和8年5月入所申込み（令和8年3月31日必着）となります。

【問い合わせ先】 松戸市子ども部保育課入所入園担当室 ☎ 047—366—7351

障害をお持ちのお子様対象 申請書提出と面談が同時に行えます

令和8年4月先行受付について、保護者の負担軽減及び窓口の待ち時間短縮を目的に『窓口での申請書提出と面談の同時実施』を希望する方を対象に面談の事前予約を導入いたします。ご希望の方は、松戸市オンライン申請システムから予約をしていただき、予約した面談日に申請書の持参及び対象となるお子様と一緒に来庁していただくようお願いいたします。

※医療的ケアが必要なお子様についてはコンシェルジュ、看護師等、複数職員同席での面談になるため事前予約はご利用いただけません。書類提出後、面談日程の調整を行いますのでご了承ください。

障害をお持ちのお子様	申請書の提出と面談を同時に希望 ※下記手順をご確認ください	面談7日前までに松戸市オンライン申請システムから面談日を予約
	申請書の提出(面談は後日)、入所の相談 等	市役所本館7階保育課の受付機にて番号札を取得

★申請書の提出と面談を同時に希望する場合★

【面談希望の7日前までに必要な手続き】

- ① <様式3-2>に必要な事項を記入
- ② 松戸市オンライン申請システムから来庁日(面談日)を予約
※手順名:障害をお持ちのお子様を対象とする令和8年4月
保育施設利用申込の先行受付に伴う面談の事前予約
※<様式3-2>の画像を添付



【面談日】

- ① 必要な申請書類を一式準備(様式3-2含む)
- ② 市役所本館7階保育課の窓口にて予約した時間と名前を伝える
- ③ 申請書確認後、面談実施

★予約の注意点★

- 来庁希望の7日前(土日祝日を含む)までに面談予約を行ってください。
- 面談日は必ず対象となるお子様と一緒にご来庁ください。
- お子さまと一緒に来庁できない場合は書類のお預かりのみとなります(後日面談実施が必要となります)。
- 面談予約画面に表示されない日付・時間については選択できません。
- 面談当日に書類不備・不足がある場合は面談ができない場合がございます。
- 予約日や枠数には限りがありますのでお早めの予約をお勧めします。

令和8年度 松戸市



保育所（園）等利用申込案内



右記宛て先は郵送時にご利用ください

（担当課）

〒271-8588

松戸市根本387番地の5

松戸市役所 新館7階

子ども部 保育課 入所入園担当室

047-366-7351（直通）

＜宛て先＞

〒271-8588 松戸市根本387番地の5

「松戸市役所 保育課 入所入園担当室宛て

（令和 年 月申込み在中）」

もくじ

- 【1】 教育・保育給付認定について・・・・・・・・・・ P. 1～2
 - (1) 施設・事業の種類について
 - (2) 教育・保育給付認定の区分について
- 【2】 申込みについて・・・・・・・・・・ P. 2～7
 - (1) 保育を必要とする事由（保育要件）
 - (2) 申込みに必要な書類
 - (3) 状況に応じて必要な書類
 - (4) マイナンバー確認と身元確認について
 - (5) 育児休業給付金の受給期間延長に関する注意点
- 【3】 申込み方法について・・・・・・・・・・ P. 8～11
 - (1) マイナポータルを利用した電子申請の方法 ※令和8年4月医療的ケア児・障害児の先行
申込受付には対応しておりません
 - (2) 窓口または郵送での場合の申請方法
- 【4】 入所（園）までの流れ・・・・・・・・・・ P. 12～16
 - (1) 利用申込み（教育・保育給付認定申請、保育施設利用申込み）
 - (2) 確認・調査、教育・保育給付認定可否の決定
 - (3) 利用調整
 - (4) 利用調整結果の通知、教育・保育給付認定証交付
 - (5) 入所（園）
- 【5】 利用承諾後の注意事項・・・・・・・・・・ P. 17～19
 - (1) 主な注意事項
 - (2) 入所（園）中に育児休業を取得する場合について
 - (3) 就労要件で申込みし、育児休業から復職を予定している方
- 【6】 利用料について・・・・・・・・・・ P. 19～21
 - (1) 保育料について（「利用者負担額表（22～24ページ）」をご参照ください）
 - (2) 公立保育所・民間保育園の保育料の口座振替について
 - (3) その他費用について
- 【7】 幼児教育・保育の無償化について・・・・・・・・・・ P. 21
- 【8】 令和8年度利用者負担額表・・・・・・・・・・ P. 22～24
- 【9】 保育所（園）等 一覧表・・・・・・・・・・ 
- 【10】 保活をするみなさまへ・・・・・・・・・・ P. 25～28
 - (1) 保育所（園）利用申込時のポイント
 - (2) 小規模保育施設と幼稚園について
 - (3) 松戸市オンライン相談システムについて
- 【11】 保育園・幼稚園・その他サービスに関する情報・・ P. 29～30

【1】 教育・保育給付認定について

幼稚園や保育所（園）等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。なお、認定の区分によって利用可能な施設・事業が異なります。

（1）施設・事業の種類について

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。
保育所（園）	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。
認定こども園	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設です。
小規模保育事業	少人数（6～19人）により2歳児クラス（4月1日時点で2歳の誕生日を迎えている児童）までの児童を対象に保育する事業です。

（2）教育・保育給付認定の区分について

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の児童 （2号認定を除く）	施設型給付を受ける 幼稚園（※ ₁ ）、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする児童	保育所（園）、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする児童	保育所（園）、認定こども園、 小規模保育事業

★1号認定について

1号認定により施設型給付を受ける幼稚園（※₁）や認定こども園に入園を希望される方については、各施設に直接申請してください。各施設が入園決定した後、松戸市役所保育課にて、1号認定を発行します。（入園決定後、ご入園される前までに以下の書類のご提出をお願いします。）

- ・施設型給付・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書＜様式1＞
- ・本書4～5ページの状況に応じて必要な書類（1～17に該当がある場合のみ）

【幼児教育・保育の無償化について（お知らせ）】

施設型給付を受ける幼稚園（※₁）や認定こども園（1号認定）を利用しており、預かり保育事業、一時預かり事業、認可外保育施設等を併用している方は、利用料の助成を受けられる場合があります。助成を受ける場合は、保育要件（※₂）を有し、別途『施設等利用給付』の認定を受ける必要があります。

※₁子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園です。

市内対象園は、右記二次元コードにてご確認ください。

※₂保育要件は、教育・保育給付認定と同じです。

（2ページ 保育を必要とする事由をご参照ください。）



★2・3号認定について

2号認定または3号認定を受けた方は、保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて『保育標準時間』『保育短時間』のいずれかに区分されます。

●保育の必要量

認定区分	預かり時間※	就労時間（就労を保育要件とする場合）
保育標準時間	1日につき11時間まで	1か月あたり120時間以上
保育短時間	1日につき8時間まで	1か月あたり実働64時間以上～120時間未満

※利用できる時間は休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて、必要な範囲となります。預かり時間を超えるご利用については延長保育時間となります。

【2】 申込みについて

保育を必要とする事由（保育要件）を確認のうえ、必要書類を揃えて申込みください。以下（1）～（5）を参照してください。

（1）保育を必要とする事由（保育要件）

- ① 居宅外での労働や居宅内で児童と離れて家事以外の労働をすることを常態として
いること。（月あたり実働64時間以上の就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（妊娠届出時（母子健康手帳の交付後）
から出産月の翌々月まで。）※出産後2か月で退園となります。
- ③ 保護者が疾病や怪我、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- ④ 長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の
親族を常時、介護・看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動を継続的に行っていること。（入所（園）期間は、3か月間のみとなりま
す。ただし、就労内定等、その他の保育を必要とする事由に該当し、2か月目の
月末までに必要書類を提出し、確認がとれた場合のみ入所（園）継続可能です。）
- ⑦ 専修学校、職業訓練学校等に昼間通学していること。
- ⑧ 上記に類する状態にあること。

(2) 申込みに必要な書類

① マイナンバー等の写し（番号確認書類及び身元確認書類）※6ページ参照

② 施設型給付・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼
利用申込書 <様式1>

※申込番号要記載（窓口または郵送の場合）取得方法は10ページ参照

③ 家庭状況調査票 <様式2>

④ 児童の健康状況申告書 <様式3>

※医療的ケア児・障害児の場合、または集団保育における配慮が必要な児童の場合、<様式3-2>
をご記入ください。（別途ダウンロードが必要になります。保育課窓口でも配布しております。）

⑤ 保育所（園）等の申込にかかる同意書及び申出書<様式4>

⑥ 保育所（園）等の利用にかかる同意書 <様式5>

⑦ 入所を希望する月時点の保育を必要とする事由を証明する書類（下記1～8より
該当する書類を添付してください）

※父・母、及び18歳以上65歳未満の同居者（同一住所の方等）の全員分が必要です。

兄弟姉妹で同時に申込みの場合、②～④は児童ひとりにつき1部、①及び⑤～⑦は世帯で1部ご提出ください。

No.	事由	必要書類	チェック
1	就労	就労証明書（月あたり実働64時間以上） ※自営業の方は、就労証明書とともに、自営業を営んでいることを証明する書類（確定申告書・開業届・営業証明書・営業許可証等の写しなど）を添付してください。 ※シフト勤務で変則的な就労形態の方は、必要に応じて直近1か月分のシフト表の提出を求める場合があります。	☐
2	妊娠・出産	①出産予定届 ②母子健康手帳の分娩予定日がわかる部分の写し ※出産後2か月で退園となります。	☐
3	保護者の 疾病・障害	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等	☐
4	同居親族等の 介護・看護	介護（看護）状況申告書 ※添付書類：診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証、入院計画書、難病医療証など	☐
5	災害復旧	罹災証明書	☐
6	求職活動	求職活動申告書 ※就労が決まらない場合は、3か月で退園となります。	☐
7	就学	①合格通知（就学前の場合）、あるいは在学証明書または学生証 ②時間割、スケジュール、カリキュラム等	☐
8	その他	その他、保育を必要とする状況に応じた書類	☐

(3) 状況に応じて必要な書類

	家庭の状況	必要書類	チェック
1	ひとり親家庭の場合 ※離別・死別や未婚	①ひとり親であることの申立書 ②戸籍謄本の写し	☐
2	ひとり親家庭に準ずる場合 ※離婚調停中で両親が別居中等	①ひとり親であることの申立書 ②離婚調停申立書・呼出状等の写し等	☐
3	身体障害者手帳の交付を受けている方が同一世帯にいる場合	身体障害者手帳の写し	☐
4	療育手帳の交付を受けている方が同一世帯にいる場合	療育手帳の写し	☐
5	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同一世帯にいる場合	精神障害者保健福祉手帳の写し	☐
6	特別児童扶養手当の支給対象児童	特別児童扶養手当証書の写し	☐
7	国民年金の障害基礎年金を受給している方が同一世帯にいる場合	国民年金・厚生年金保険年金証書の写し	☐
8	生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書	☐
9	① 令和7年1月1日に松戸市外に 住民登録がある場合 ② 令和8年1月1日に松戸市外に 住民登録がある場合	マイナンバーによる確認ができない場合、 下記書類の提出を求められます。 ①令和7年度住民税課税証明書（通知書） （4月～8月入所希望の方） ②令和8年度住民税課税証明書（通知書） （9月～3月入所希望の方）	☐
10	① 令和7年1月1日に海外に 住民登録がある場合 ② 令和8年1月1日に海外に 住民票がある場合	①令和6年中の勤務先発行の海外での収入・所得を証明する書類 ②令和7年中の勤務先発行の海外での収入・所得を証明する書類	☐
11	同世帯内で就学前児童が幼稚園または他の施設等（認可保育施設を除く）に通園している場合	当該施設の在園証明書	☐
12	市外在住で松戸市内の施設の利用を希望する場合	管外保育施設利用申込書	☐
13	転入により松戸市内の施設の利用を希望する場合	「賃貸契約書」または「売買契約書」 もしくは「同居予定確認書」（同居予定親族がいる場合）	☐

	家庭の状況	必要書類	チェック
14	左記13に該当する状況において、必要書類を用意できない場合	転入に関する誓約書	☐
15	生計中心者が失業した場合	「離職票」など	☐
16	保育要件があり、申込児童を常態的に有償の保育施設に預けている場合	保育料の領収書	☐
17	児童、保護者または同居世帯員が外国籍の場合	在留カードの写し ※特別永住者証明書の写しでも可	☐

(4) マイナンバー確認と身元確認について

「行政手続きにおける特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、保育園を利用する方は申込みの際に個人番号（＝マイナンバー）の記載が必要となります。

マイナンバーを記載した申込書の提出にあたって、保護者（父母）いずれかについては本人確認（番号確認及び身元確認）が、もう1人の保護者と申込児童については番号確認が必要となります。下記を参考に、A4（たて）用紙に必要書類をコピーのうえ、提出してください。

■添付していただくもの

	個人番号の確認	身元（実在）の確認
個人番号カードをお持ちの方	 個人番号カード (カード1枚で番号確認と身元確認が可能)	
個人番号カードをお持ちでない方	通知カード or 住民票 (番号付き)	運転免許証 or パスポート
	等	等

○個人番号カードをお持ちの方（カード1枚で番号確認と身元確認が可能です）
個人番号カードの表面と裏面の両方のコピーを添付してください。

○個人番号カードをお持ちでない方（番号確認と身元確認それぞれに書類提出が必要です）
下記書類を必ず添付してください。

（保護者（父母）のいずれかは①②の両方、もう1人の保護者と申込児童は①のみ）

①番号確認に必要な書類（いずれか添付）

- ・通知カードの写し（平成27年10月以降に自宅に郵送された通知）
- ・個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

②身元確認に必要な書類（いずれか添付）

- ・運転免許証の写し
 - ・パスポートの写し
 - ・精神障害者保険福祉手帳の写し
 - ・療育手帳の写し
 - ・身体障害者手帳の写し
- 等

上記で確認が出来ない場合には、下記のうち2点の添付が必要となります。

- ・健康保険証または資格確認書の写し
 - ・児童扶養手当証書の写し
 - ・介護保険被保険者証の写し
 - ・特別児童扶養手当証書の写し
 - ・国民年金手帳の写し
 - ・その他の身分証明書
- 等

(5) 育児休業給付金の受給期間延長に関する注意点

育児休業給付金の受給期間延長手続きをされる際には以下の点に注意が必要です。

延長手続きには入所保留通知書が必要となります

- ・ 育児休業の受給期間を延長する手続きには、松戸市が発行する保育所等の利用ができない旨の証明書（以下「入所保留通知書」という）が必要となります。
- ・ 入所保留通知書を発行するには入所（園）申込みが必須となります。希望する保育所に空きがない場合でも、必ず申込みください。いかなる理由がある場合も入所（園）希望月の締切日までに申込みがない場合は、当該月についての入所保留通知書を発行することはできません。特に1歳と1歳6か月に達する際、入所保留通知書が必要となる場合がございます。入所（園）申込みのお忘れがないようご注意ください。

利用申込書は提出前にコピーをお取りください

- ・ 育児休業給付金の受給期間を延長する手続きには、「令和8年度施設型給付・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書兼利用申込書＜様式1＞」の写しが必要です。申込書類をご提出される前にコピーをお取りいただくようお願いいたします。また、その他必要書類等については公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください。

利用申込みの締切にご注意ください

- ・ 各月の申込締切日については原則入所（園）希望月の前々月末日となりますが、1月から4月の申込締切日については前年11月末日となっております。申込期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは保育所（園）等利用申込案内の表紙をご確認ください。
- ・ 入所（園）申込については年度内（4月～翌年3月）有効であり、年度を超える場合は再度申込みが必要です。申込みの有効期限切れについてはご注意くださいようお願いいたします。

その他

- ・ 育児休業給付金の受給期間延長のお手続きについては、お勤め先のご担当者様やお近くの公共職業安定所（ハローワーク）へお問合わせください。松戸市では育児休業給付金の受給期間延長の可否についてはお答えすることができません。

【3】申込み方法について

(1) マイナポータルを利用した電子申請の方法

マイナポータルを利用した電子申請に必要なもの

- 申請者のマイナンバーカード
- マイナンバーカードを読み取ることができる以下のいずれかの機器
 - ・ICカードリーダライタ
 - ・マイナポータルアプリがインストールされているスマートフォン

申請に必要な提出書類

電子申請の際、必要書類をアップロードしていただきます。

書類をスマートフォンで撮影しておくなど、事前に画像データ等に変換しておくことをお勧めします。

- ・保育を必要とする事由を証明する書類（就学証明書、診断書等該当する書類）
- ・保護者および申請児童のマイナンバー通知書類（電子申請者本人分を除く）
- ・保育所（園）の申込みにも提出書類が不要（電子申請フォームからダウンロード可）
- ・その他、必要に応じて提出する書類

※保育施設等の利用申込書一式（様式1～様式5）については、マイナポータル上で申請情報を入力いただくことで作成完了となりますので書類の準備は不要です。

（必須）申請前メールアドレスの登録をお願いします

マイナポータルから「やること」から申請した手続きの申請状況を確認することができますが、マイナポータルのメニューにある「メール通知」機能がメールアドレスを登録し、「行政機関等からのお知らせ」にチェックを入れて設定完了すると、申請した手続きの申請状況の通知をメールで受け取ることができます。

申請方法

- ①マイナポータルサイトにアクセス
右記にアクセスからアクセスしてください。



- ②自治体設定

都道府県を「千葉県」 市区町村を「松戸市」に設定してください。

- ③キーワード検索

「さがす」の画面から、キーワード「保育施設等の利用申込」を入力し、検索してください。

- ④申請手続きフォームを選択

「保育施設等の利用申込」の「詳しく見る」を選択してください。

- ⑤手続き開始

ログインのうえ申請にかかる案内を確認し、手続きを開始してください。

⑥入力内容の確認

【Step4 入力内容の確認】で、入力内容に誤りがないか確認してください。
誤りがあった場合は、「訂正」を選択のうえ、訂正情報を入力してください。
の添付書類をアップロードしてください。

⑧入力中の申請データ保存【重要】

【Step5 添付書類登録】で、必要書類をアップロードした後、「入力中の申請データを保存する」から申請データを保存してください。

※「訂正」を選択する前に必ず保存してください。

※申請内容が不備・不足があった場合、保育課から「要再申請」として再度申請をお願いすることがございます。再度申請する場合、保存した申請データが必要となります。申請データを保存せず、要再申請となった場合、再度新規で申請いただくことがございます。

の電子署名して申請する

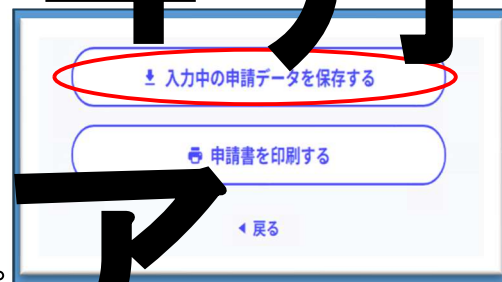
こちらで申請完了となります。

⑩利用申込書のダウンロード

申請完了後、「控えをダウンロードする」から利用申込書の控えをダウンロードしてください。

右記の申請完了画面以外で、利用申込書の控えをダウンロードすることは出来ませんのでご注意ください。

※育児休業中の方は、旧給付金（育児休業給付金）の受給期間延長手続きにおいて、利用申込書の写が必要となりますので忘れずにダウンロードをお願いします。



申請状況の確認方法

マイナポータルで申請した手続きの処理状況を確認することができます。

トップメニュー「やること」を選択

②申請状況を確認したい手続きを選択

③申請状況を確認

申請状況	説明
処理中	申請の受付処理をしている状態
完了	申請に関する処理が完了し、承認されている状態
要再申請	申請内容に誤りがあり、修正が必要な状態

※「要再申請」の場合パソコンまたはスマートフォンに保存した申請データをアップロードすることで、申請データを使用した再申請が可能です。「申請データを使用して再申請」からお手続きください。申請データを保存されていない場合、最初から申請いただくことがございます。

(2) 窓口または郵送での場合の申請方法

窓口及び郵送による申込みの場合でも、松戸市オンライン申請システムからの事前申請が必要となります。必ず下記申込手順をご確認の上、お申込みください。

① 松戸市オンライン申請システムの利用登録

右記二次元コードより松戸市オンライン申請システムへアクセスし、利用登録を行ってください。登録にはメールアドレスが必要です。



② 松戸市オンライン申請システムからの事前申請（申込番号の取得）

松戸市オンライン申請システムの「【窓口及び郵送による利用申込の事前申請】施設型給付・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請 兼 利用申込」にかかる事前申請より事前申請を行ってください。申請後メールアドレスに申込番号が届きますのでお控えください。

③ 申込書の作成（申込番号の記載）

本案内の「【2】申込みについて（2～7ページ）」をご確認のうえ申込書を作成してください。様式1の右上部にある「申込番号記載欄」には②で取得した申込番号を必ず記載してください。申込番号の記載がない場合、申込みを受付できません。

④ 申込書の提出（窓口または郵送）

申込書を保育課窓口までお持ちいただくか、保育課へご郵送ください。

⑤ 申請状況の確認

申込書提出後は、松戸市オンライン申請システムから申請状況を確認することができます。表示されるステータスに応じた状況が把握できます。

【仮 受 付】・・・保育課の書類受取確認前

【審 査 中】・・・保育課にて書類の受取を確認し内容を審査中

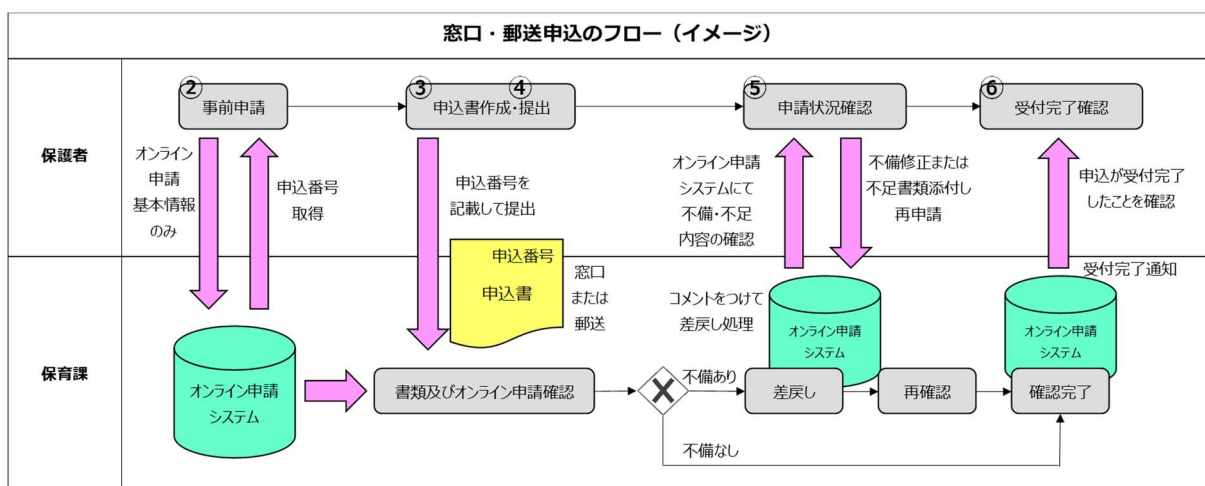
【差 戻 し】・・・保育課にて書類不備を確認し修正を依頼中

【手続完了】・・・保育課にて書類内容の審査までが終了し受付完了した状態

※差戻しが発生した場合は、表示される保育課からのメッセージに応じて不備・不足書類の修正または再提出をお願いします。

⑥ 受付完了確認

松戸市オンライン申請システムの申請状況が【手続完了】になりましたら申込受付完了です。選考結果が届くまでお待ちください。



※ ① 松戸市オンライン申請システムの利用にあたって利用登録をしてください。利用登録にはメールアドレスが必要です。

※ 不備・不足対応及び受付完了連絡を保護者様が事前申請にて取得した受付番号のオンライン申請を介して行います。

保育課窓口の混雑緩和にご協力をお願いします

1. 混雑状況の見える化をおこなっています

- ✦ 保育課窓口の混雑状況がインターネットで確認できます！

保育課の窓口では、手続きによっては長時間お待ちいただく場合がございます。
ご来庁いただく際は事前に窓口混雑状況案内システムから混雑状況を把握のうえ、
混雑時間帯を避けた来庁へのご協力をお願いします。

- 📱 混雑状況の確認は右記の二次元コードからご覧下さい

- 🕒 混雑しやすい時間帯・日程：

- 各月末（締切日直前）
- 月曜日や金曜日など、祝日の前後
- 午前10時～午後2時
- 特に混雑：11月中旬～月末

※窓口受付は平日8時30分から17時までです



窓口混雑状況
案内システム

- ✦ いつ呼ばれる？をスマホで確認することができます！

受付後に発行された番号札の二次元コードからリアルタイムの
待合状況を確認することができます。

- ✦ 混雑時は順番が近づくとLINEやメールで通知します！（登録必要）

受付後に発行された番号札の二次元コードから
「呼出通知の登録」を行うと順番が近づいた際に通知が届きます。
窓口から離れていても順番が近づいたことが分かります。

松戸市役所 保育課

12

入園の相談

順番にお呼びいたしますので、しばらくお待ちください。
下記QRコードから待合状況

番号札の見本



呼出時不在の時は次の方をお呼びします。番号が過ぎている方は職員へお声掛けお待ちください。
2025/06/04 12:39

2. 来庁せずにできる手続きがございます

- ✦ 保育所（園）の新規申込

- ✓ マイナンバーカードあり → マイナポータルから電子申請（ぴったりサービス）
- ✓ マイナンバーカードなし → 郵送で申請書を提出

- ✦ 希望園の追加・削除・変更、追加書類の提出
→ オンライン申請システムで受付可能

- ✦ 入所（園）に関する相談
→ オンライン相談システム（前日までの予約が必要）



松戸市オンライン
相談システム

【4】 入所（園）までの流れ

2号・3号認定を受けて施設の利用を希望する場合、松戸市役所保育課へ申込みが必要となります。以下（１）～（５）の流れを参照してください。

（１）利用申込み（教育・保育給付認定申請、保育施設利用申込み）

※原則、マイナポータルを利用した電子申請による申込みとします。

- ・ 窓口及び郵送による申込みも受付いたしますが、その場合でも松戸市オンライン申請システムからの事前申請（基本情報等の簡易な申請）が必要となります。オンラインによる事前申請後、取得した受付番号を申込書に記載の上、ご提出ください。詳細な申込手順を10ページに記載していますので、必ずご確認ください。
- ・ 郵送の場合、封筒の裏面に差出人（保護者）の住所・氏名をご記載ください。
- ・ 窓口で申込みする場合は、混雑緩和にご協力をお願いします。（11ページ参照）

【申込書配布場所】

- ・ 松戸市役所のホームページよりダウンロード可能
- ・ 松戸市役所新館7階保育課の窓口
- ・ 松戸市内の認可保育所（園）等

※締切日必着（締切日は表紙に記載しております。）

締切日までに余裕をもって申込みをしてください。締切日を過ぎて申込みされた場合は翌月以降の選考となりますのでご注意ください。

① 申込みにあたっての注意事項（必ずご確認ください）

健康面に関することについて

- ・ 児童の傷病等（通院・アレルギー等を含む）により配慮が必要なときは、必ず申し出てください。事前にコンシェルジュにご相談することも可能です。また、状況に応じて診断書を提出していただく場合があります。なお、医療的ケア児については、安全面の確保のため施設が限られますので事前にお問合わせください。

兄弟姉妹が同時に申し込みをする場合について

- ・ 同一世帯に2人以上の就学前児童がいる場合、全ての児童が保育所（園）等の利用申込みをしていただくことが原則です。

※ただし、以下の条件を満たす場合に限り、一部の児童のみの入所（園）や申込みが可能です。

ア. 保護者の方は保育を必要とする事由を満たすこと

イ. 入所（園）していない児童のお預かり先を保護者が確保すること

（親族、幼稚園、認可外保育施設、一時保育、ファミリーサポート等）

上記の条件を満たせない場合は、保育所（園）等の利用承諾を致しかねます。

申込み後の追加提出書類、希望園等変更について

- ・申込書を提出した後に、別途、追加の書類をご提出する場合には、申込児童名、生年月日、第一希望の園、申込希望月を書いたメモを同封してください。松戸市オンライン申請システムからもご提出が可能です。
- ・申込書を提出した後に、希望園等を変更される場合は、松戸市オンライン申請システムからご申請ください。
- ・利用承諾後に内定を辞退した場合、選考基準上、以降1年間の減点対象（マイナス40点）となります。希望時期や希望施設については、よくご検討の上申込みください。

その他の注意事項

- ・入所（園）日は原則として毎月1日です。
- ・全ての保育所（園）等に十分な駐車場の準備がございませんので、送迎をお車で予定する方は、事前にご確認ください。
- ・DV等の被害があり、避難している方は申込み時にご相談ください。
- ・令和8年4月利用申込みに限り出生前の受付をします。利用申込み時点において、令和8年2月3日までの出生予定の児童のみ申込みができます。
※手続き方法については、別途ホームページにてご案内しております。

② クラス年齢について

クラス	生年月日
0歳児	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年4月1日
2歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年4月1日
3歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年4月1日
4歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年4月1日
5歳児	令和2年（2020年）4月2日～令和3年4月1日

※クラス年齢は、令和8年4月1日現在の満年齢に応じて決定します。

（２）確認・調査、教育・保育給付認定可否の決定

申込みされた書類に基づき、教育・保育給付認定の可否を決定します。書類に不備や不明な点がある場合は、保護者や雇用主に電話等で就労等の状況を確認させていただく場合があります。

なお、書類不備等がある場合は利用調整において選考に反映出来ないことがございますので、３～５ページの必要書類をよくご覧いただきご提出ください。

（３）利用調整

利用申込書及び保育を必要とする事由を証明する書類の内容に基づき、申込児童の選考点数を設定し、優先順位の高い児童から順に利用調整を行い、保育所（園）の入所（園）者を決定します。選考基準点は松戸市ホームページにて公開しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

（４）利用調整結果の通知、教育・保育給付認定証交付

利用調整の結果を通知するとともに、保育課から教育・保育給付認定兼交付通知書を交付します。

※利用承諾された方

- ・保育課から文書（『施設等利用調整結果通知書（利用承諾）』）により通知します。

※入所保留になった方

- ・利用申込書に記入された入所（園）希望月のみ、入所（園）希望月前月の２０日頃に『入所保留通知書』の文書により通知します。（３、４月入所の方については２月上旬となります。）
- ・翌月以降も、同年度内（４月～翌年３月まで）は引き続き利用調整を行います。翌年度以降も引き続き利用を希望する場合は再度申込みが必要になります。希望施設への利用が可能となりましたら、電話連絡及び『施設等利用調整結果通知書（利用承諾）』の文書により通知します。
- ・翌月以降の選考において「入所保留通知書」は発行いたしません。必要な場合は、希望月前月の２０日以降に保育課へご連絡ください。
- ・申込み内容に変更が生じた場合は、必ず申し出てください。また保育を必要とする事由に該当しなくなった場合や、保育所（園）の利用が不要となった場合は、松戸市オンライン申請システムにて取下げ手続きを行ってください。

（５）入所（園）

利用承諾された方は、利用承諾された施設・事業での面談や説明会に参加していただきます。その後、施設・事業の話し合いで入所（園）の準備を進めてください。

【令和8年4月入所（園）までの流れ】

令和8年4月については、2回の利用調整を行います。第2次利用調整は第1次利用調整で保留になった方のみが対象です。（4月利用申込み締め切り後の提出は5月からの利用調整となります。）

保育施設の見学

- ・ お子様と一緒に希望する保育施設を見学し、保育方針、開園時間、アレルギー対応等をご確認下さい。日程等は直接園へ連絡し、ご相談ください。

保育施設利用に関する相談＜随時＞

- ・ 受付窓口及び電話（保育課直通：047-366-7351）等にて入園についてのご相談（保育所（園）の空き状況、申込みに必要な書類等）を随時受け付けています。
- ※ お子様の健康・発達等に関する相談は平日9：00～15：00の間にコンシェルジュが対応いたします。

（1）利用申込み（教育・保育給付認定申請、保育施設利用申込み）

- ・ 申込み前に新園の開設、手続きの最新情報を市公式ホームページ等でご確認ください。
- ・ 申込案内の記載をご参照のうえ申込みください。
- ・ 申込案内12～15ページも必ずご確認ください。
- ・ 申込み後に家庭状況やお子様の健康状況に変化があった場合、速やかに届け出てください。

（2）確認・調査、教育・保育給付認定可否の決定

- ・ 提出された書類により、保育が必要な事由、保育の必要量を確認します。
- ・ 書類に不備があった場合や、不明な点がある場合、電話により申込み内容、ご家庭の状況等の確認をすることがあります。

（3）第1次利用調整

- ・ 提出された書類の内容及び、申込者の優先順位を選考基準により決定し、保育施設の状況に応じて市で利用調整をおこないます。

（4）利用調整結果の通知、教育・保育給付認定証交付

- ・ 利用調整結果を郵送にて通知します。
- 「教育・保育給付認定証」も利用調整結果と一緒に送付します。

＜内定の場合＞
利用調整結果通知（承諾通知）

＜保留の場合＞
利用調整結果通知（保留通知）

- ・ 第1次利用調整で保留の方は、第2次利用調整の対象となります。
- 希望園の変更、追加を受け付けますので、期限内に申請をしてください。
- 申請のない場合は当初の申込みの内容にて第2次調整を行います。

第2次利用調整

＜内定の場合＞
利用調整結果通知（承諾通知）

- ・ 第2次利用調整にて内定した場合は郵送にて内定通知を送付致します。

＜保留の場合＞
利用調整結果通知なし

- ・ 第2次利用調整にて保留になった場合、通知は発送しません。
- ・ 年度内（翌年3月まで）は継続して利用調整を行います。
- 翌年度については再度申込みが必要です。
- ・ 保留の場合は、希望する最初の月のみ通知を送付いたします。

（5）入所（園）

- ・ 入園前に内定した保育所（園）で面談や説明会を行う場合がございます。日程、持ち物等については保育所（園）にご確認ください。
- ・ 申込案内17～19ページの【5】利用承諾後の注意事項も必ずご確認ください。
- ・ 入園当初は慣らし保育があります。詳細は保育所（園）へご相談ください。

利用者負担額（保育料）決定通知書

- ・ 令和8年4月中旬頃に利用者負担額（保育料）決定通知書を送付します。

【令和8年度5月～3月の入所（園）までの流れ】

令和8年5月以降の入所（園）については、毎月1度のみ利用調整を行います。各月の利用申込み締め切り後に申込みされた場合、翌月以降の利用調整となります。

保育施設の見学

- ・お子様と一緒に希望する保育施設を見学し、保育方針、開園時間、アレルギー対応等をご確認下さい。日程等は直接園へ連絡し、ご相談ください。

保育施設利用に関する相談＜随時＞

- ・受付窓口及び電話（保育課直通：047-366-7351）等にて入園についてのご相談（保育所（園）の空き状況、申込みに必要な書類等）を随時受け付けています。
※お子様の健康・発達等に関する相談は平日9：00～15：00の間にコンシェルジュが対応いたします。

（１）利用申込み（教育・保育給付認定申請、保育施設利用申込み）

- ・申込み前に新園の開設、手続きの最新情報を市公式ホームページ等でご確認ください。
- ・申込案内の記載をご参照のうえ申込みください。
- ・申込案内12～15ページも必ずご確認ください。
- ・申込み後に家庭状況やお子様の健康状況に変化があった場合、速やかに届け出てください。

申込み期間中
※締切日必着

（２）確認・調査、教育・保育給付認定可否の決定

- ・提出された書類により、保育が必要な事由、保育の必要量を確認します。
- ・書類に不備があった場合や、不明な点がある場合、電話により申込み内容、ご家庭の状況等の確認をすることがあります。

（３）利用調整

- ・提出された書類の内容及び、申込者の優先順位を選考基準により決定し、保育施設の状況に応じて市で利用調整をおこないます。

（４）利用調整結果の通知、教育・保育給付認定証交付

- ・利用調整結果を郵送にて通知します。
「教育・保育給付認定証」も利用調整結果と一緒に送付します。

年度内（3月まで）
は翌月の選考へ

＜内定の場合＞
利用調整結果通知（承諾通知）

＜保留の場合＞
利用調整結果通知（保留通知）

- ・保留となった場合、年度内（3月まで）は継続して利用調整を行います。
翌年度については再度申込みが必要です
- ・保留の場合は、希望する最初の月のみ通知を送付いたします。

（５）入所（園）

- ・入園前に内定した保育所（園）で面談や説明会を行う場合がございます。
日程、持ち物等については保育所（園）にご確認ください。
- ・申込案内17～19ページの【５】利用承諾後の注意事項も必ずご確認ください。
- ・入園当初は慣らし保育があります。詳細は保育所（園）へご相談ください。

利用者負担額（保育料）決定通知書

- ・入所した月の中旬頃に利用者負担額（保育料）決定通知書を送付します。

【5】 利用承諾後の注意事項

(1) 主な注意事項

- ・ 申込み内容等に虚偽が判明した場合には、利用承諾を取り消すことがあります。
また、内定後にお子様の健康状況について、様式3または3-2に記載の内容と異なる状況が確認された場合にも、利用承諾を取り消すことがあります。
- ・ 利用承諾後、入所（園）するまでの間に市外へ転出した場合には、利用承諾を取り消すことがあります。
- ・ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退所（園）となります。
- ・ 家庭状況（住所や勤務先、就労状況等）が変わった場合は、施設・事業及び保育課へご連絡ください。
- ・ 就労状況等、保育を必要とする事由について確認するため、利用開始後も随時保育課が調査することや、就労先等に問合わせることがありますので、ご協力ください。
- ・ お子さまが施設・事業や集団生活に無理なく慣れることができるように入所（園）後、保育時間を短縮する「慣らし保育」を行います。（慣らし保育の期間については園、お子さまの状況により異なります。）
なお、「慣らし保育」で保育時間が短縮されても、利用者負担額（保育料）の変更はありません。
- ・ 保育要件が求職活動となる場合、また育児休業を取得する場合は、保育必要量の認定は「保育短時間認定」となります。
- ・ 未登園の状態が2か月間続く場合は、原則退園となりますのでご注意ください。

(2) 入所（園）中に育児休業を取得する場合について

- ・ 入所（園）後、第2子以降を出産し、育児休業を取得する場合、原則出産した子が満1歳6か月になるまでに復職するという前提で、育児休業期間中であっても入所（園）中の上の児童の保育の継続が可能となります。
※例外として、出産時に入所（園）中の児童が3歳クラス以上の場合は、入所児童の就学前の集団生活の必要性から、出産した子が満1歳6か月になる月を超えて育児休業を取得する場合でも、保育の継続が認められます。
- ・ 原則、育児休業取得中の転園申請は受付しておりません。ただし、以下の場合は転園申請の受付が可能です。
 - ア. 転園後1か月以内に復職する場合
 - イ. 育児休業以外の保育要件に変更する場合
 - ウ. 小規模保育施設または2歳児クラスまでの民間保育園を卒園する場合
 - エ. 転居等により在籍している施設へ通園が困難な場合
- ・ 転園が内定した場合は、それまで利用していた保育所（園）の退園が確定し、次の方をご案内するため元の保育所（園）に戻ることはできません。転園の必要がない場合は、必ず転園申請の取下げを行ってください。

(3) 就労要件で申込みし、育児休業から復職を予定している方

- ・入所（園）が決まった場合は、入所（園）月の翌月1日（土・日・祝の場合のみ翌平日）までに就労証明書に記載の事業所で必ず復職してください。
- ・入所（園）月の翌月1日（土・日・祝の場合のみ翌営業日）までの復職ができない場合、内定取消となる場合があります。
- ・入所（園）後、復職証明書を、復職後1か月以内に保育所（園）等または保育課にご提出ください。（松戸市様式、ダウンロード可）

《よくある事例》

育児休業から復職を予定している方は、選考時に調整点が加点されます。

そのため、育児休業の復職可否や復職後の就労条件（就労日数・時間等）は選考に大きな影響を及ぼします。

つきましては、以下に復職の事例を記載しておりますのでご確認ください。

事例① 【復職が利用可否に影響を及ぼす場合】

（前提条件）A社で育児休業取得中。

入所（園）後、就労日数・時間は変わらないまま就労開始する場合。

	利用可否	入園後の就労先
ア	○	A社に復職
イ	○	A社に復職後、翌月からB社に転職
ウ	×	A社に復職せず、B社に転職
エ	×	A社を復職せずに退職（求職要件へ変更）

イはA社に一度復職したうえでB社に転職しているので利用が認められます。

ウはA社に復職せず、申込書に添付した就労証明書とは別の会社B社に入社しているため、基準点数は「就労内定」となり「育児休業明け」の加点対象外となります。エもウと同様にA社に復職せず退職したため、基準点数は「求職活動」となり「育児休業明け」の加点も対象外となります。そのため、ウとエは選考当初と選考点数が異なり、内定取消となる場合があります。

事例② 【就労条件（就労日数・時間等）が利用可否に影響を及ぼす場合】

（前提条件）育児休業取得中の会社に復職する場合。

	利用可否	復職後の就労条件
オ	○	申込時の就労証明書に記載された内容の就労条件で復職
カ	○	会社の育児短時間勤務制度を使って復職（申込時の就労証明書に記載された雇用契約に基づく就労日数・時間に変更なし）
キ	×	申込時の就労証明書に記載された内容よりも短時間の就労に雇用契約を変更して復職

カは育児短時間勤務制度を取得していますが、雇用契約に基づく就労日数・時間に変更がないため選考に影響はありません。そのため申込時の就労証明書に記載された内容と同じ就労条件で復職しているとみなし利用が認められます。

キは申込時の就労証明書に記載された雇用契約が短時間の就労に変更されているため、選考当初と選考点数が異なり、内定取消となる場合があります。

事例③ 【派遣勤務の方で復職が利用可否に影響を及ぼす場合】

（前提条件）派遣元A社に雇用され、派遣先B社で就労。

現在は派遣元A社で育児休業取得中。

入所（園）後、就労日数・時間は変わらないまま就労開始する場合。

	利用可否	入園後の就労先
ク	○	派遣元A社に復職し、派遣先B社で就労
ケ	○	派遣元A社に復職し、派遣先C社で就労
コ	×	派遣元A社に復職せず、派遣元D社に雇用され、派遣先B社で就労する

クとケは育児休業を取得した派遣元A社に復職しているので、派遣先が復職前と違う会社でも利用が認められます。

コは派遣先B社へ就労しましたが、派遣元A社で復職をせず派遣元D社へ雇用されたうえで就労しているため、基準点数は「就労内定」となり「育児休業明け」の加点対象外となります。そのため選考当初と選考点数が異なり、内定取消となる場合があります。

事例④ 【派遣勤務の方で就労条件（就労日数・時間等）が利用可否に影響を及ぼす場合】

（前提条件）派遣元及び派遣先に変更なく復職する場合

	利用可否	復職後の就労条件
サ	○	申込時の就労証明書に記載された内容の就労条件で復職
シ	○	申込時の就労証明書に記載された内容以上の就労日数・時間に変更して復職
ス	×	申込時の就労証明書に記載された内容を下回る就労日数・時間に変更して復職

シは申込時の就労証明書に記載された内容以上の条件で復職しているので利用が認められます。

スは申込時の就労証明書に記載された内容を下回る就労条件に変更して復職しているため、選考当初と選考点数が異なり、内定取消となる場合があります。

その他ご不明な点等ございましたら、保育課までご相談ください。

【6】 利用料について

（１）保育料について（「利用者負担額表（２２～２４ページ）」をご参照ください）

- ・保育料は、児童の属する世帯の父母（父母以外が養育している場合はその方）の当該年度分（令和８年４月～８月は令和７年度、令和８年９月～令和９年３月は令和８年度）の市町村民税額（所得割額等）により決定します。

※住民税（市区町村税）の申告について未申告の場合、保育料は最高階層で算定されます。申告状況や申告方法については令和７年１月１日及び令和８年１月１日の住所地の、住民税担当課へお問合わせください。

- ・ 小学校就労前のお子さまが2人以上いる世帯で保育所（園）等及びその他の施設（幼稚園等）に通園している最年長のお子さまを第一子とした場合、第2子は約半額になります。幼稚園または他の施設等（認可保育施設を除く）に通園している場合は、在園証明書をご提出ください。
- ・ 保育料を決定する際の所得割額計算に、税額控除（調整控除を除く）は適用されません。
- ・ 延長保育を利用される場合には、別途延長保育料が加算されることがあります。
- ・ 認可保育所（園）の利用料の納付期限は、**毎月末日（12月のみ28日）**となっております。（末日が土曜日または日曜祝日の場合は翌開庁日となります。）**必ず納付期限内にお支払いください。**
- ・ 納付期限内に納付がない時は、延滞金の発生や督促・催告の発送の他、財産調査や差押え等の滞納処分を行うことがあります。
- ・ 認定こども園・小規模保育事業の保育料につきましては、施設・事業に直接お支払いいただきます。支払方法や納付期限等につきましては、各施設・事業にお問合せください。
- ・ 会計年度を越える保育料の遡及は原則行いません。ただし、会計年度内においては、修正申告や教育・保育給付認定、世帯状況の変更等による保育料の見直しを行いますので、変更があった場合は速やかにご連絡ください。
- ・ 「利用者負担額表」は、本申込案内発行時点のものとなります。国が定める【利用者負担基準額】が改正されるときなど、変更されることがあります。

（2）公立保育所・民間保育園の保育料の口座振替について

松戸市では、公立保育所及び0～2歳児クラスの民間保育園利用者の方全員を対象に、口座振替の利用をお願いしています。

※認定こども園・小規模保育事業は各施設・事業にお問合わせください。

【口座登録方法】

①Web口座振替受付サービスを利用

下記二次元コードよりご登録ください。



※Web登録後約1か月で登録完了通知を送付いたします。

②各保育所（園）に備えてある口座振替依頼書を利用

「口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、お取引の金融機関にて手続きをお願いします。

※銀行にてお手続き後約2か月で登録完了通知を送付いたします。

- ・ いずれの方法も登録完了通知が届いた月の月末から引き落としが開始となります。

(3) その他費用について

保育料以外に徴収する費用（延長保育料、給食費、行事費、教材費等）があります。これらの費用については、それぞれの施設・事業で金額を決定し、徴収します。

公立保育所利用者は保育料と同様に口座振替の利用をお願いしています。

【7】 幼児教育・保育の無償化について

以下の対象者につきましては、保育料（延長保育料を除く）が無料になります。

◎対象者（令和8年4月1日時点の満年齢）

・ 3歳から5歳までの児童

利用施設：保育所（園）、認定こども園

クラス年齢	生年月日
3歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年4月1日
4歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年4月1日
5歳児クラス	令和2年（2020年）4月2日～令和3年4月1日

・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童

利用施設：保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和7年（2025年）4月2日～
1歳児クラス	令和6年（2024年）4月2日～令和7年4月1日
2歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～令和6年4月1日

保育料以外の徴収する費用についてご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

【公立保育所は、松戸市役所 保育課（047-366-7351）へ】

【民間保育園・小規模保育事業・認定こども園は、各施設・事業へ】

【8】 令和8年度 利用者負担額表（1号認定用）

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）円
階層 区分	定義	3～5歳児
1A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	保育料0円 その他保護者の負担額 ・給食費 ・行事費 ・教材費 ・延長保育料 等
1B	非課税世帯（単親）	
2B	非課税世帯	
2	均等割額のみ（所得割額は0円）	
3	市民税所得割額が24,300円未満	
4	24,300円以上 48,600円未満	
5	48,600円以上 51,000円未満	
6	51,000円以上 60,700円未満	
7	60,700円以上 72,800円未満	
8-1	72,800円以上 77,101円未満	
8-2	77,101円以上 84,900円未満	
9	84,900円以上 97,000円未満	
10	97,000円以上 109,000円未満	
11	109,000円以上 111,000円未満	
12	111,000円以上 123,000円未満	
13	123,000円以上 135,000円未満	
14	135,000円以上 157,000円未満	
15	157,000円以上 169,000円未満	
16	169,000円以上 191,000円未満	
17	191,000円以上 213,000円未満	
18	213,000円以上 235,000円未満	
19	235,000円以上 257,000円未満	
20	257,000円以上 279,000円未満	
21	279,000円以上 301,000円未満	
22	301,000円以上 397,000円未満	
23	397,000円以上	

施設型給付を受ける幼稚園や認定こども園に在籍する方（1号認定）で、保育を必要とする事由（2ページ参照）を満たし、預かり保育を利用する場合

『施設等利用給付認定』を受けることにより、預かり保育等の保育料の助成を受けることができます。

詳しくは、下記のとおり配布しておりますので【施設型給付を受ける新制度幼稚園・認定こども園在園児の預かり保育・一時預かり事業の利用者向け 幼児教育・保育の無償化の申し込み案内】をご覧ください。

＜配布場所＞

- ・松戸市役所 新館7階 保育課
- ・松戸市内の施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園
- ・松戸市HPよりダウンロード

令和8年度 利用者負担額表（2，3号認定用）

階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税より決定します。

標準時間認定

児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）円		第2子の利用者負担額（月額）円		3歳以上児
階層	定義	3歳未満児		3歳未満児			
区分		保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業	保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業		
1A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0	0	保育料0円 その他保護者の負担額 ・給食費 ・行事費 ・教材費 ・延長保育料 等
1B	非課税世帯（ひとり親世帯等）		0	0	0	0	
2B	非課税世帯		0	0	0	0	
2	均等割額のみ（所得割額は0円）		7,600	6,000	3,800 [3,800]	3,000 [3,000]	
3	市民税所得割額が24,300円未満		9,200	7,300	4,600 [4,600]	3,700 [3,700]	
4	24,300円以上	48,600円未満	10,800	8,600	5,400 [5,400]	4,300 [4,300]	
5	48,600円以上	51,000円未満	13,900	11,100	7,000 [7,000]	5,600 [5,600]	
6-1	51,000円以上	57,700円未満	15,400	12,300	7,700 [7,700]	6,200 [6,200]	
6-2	57,700円以上	60,700円未満	15,400	12,300	7,700 [7,700]	6,200 [6,200]	
7	60,700円以上	72,800円未満	18,300	14,600	9,200 [9,000]	7,300 [7,300]	
8-1	72,800円以上	77,101円未満	23,300	18,600	11,700 [9,000]	9,300 [9,000]	
8-2	77,101円以上	84,900円未満	23,300	18,600	11,700	9,300	
9	84,900円以上	97,000円未満	24,400	19,500	12,200	9,800	
10	97,000円以上	109,000円未満	28,900	23,100	14,500	11,600	
11	109,000円以上	111,000円未満	31,500	25,200	15,800	12,600	
12	111,000円以上	123,000円未満	35,800	28,600	17,900	14,300	
13	123,000円以上	135,000円未満	36,600	29,200	18,300	14,600	
14	135,000円以上	157,000円未満	42,600	34,000	21,300	17,000	
15	157,000円以上	169,000円未満	44,500	35,600	22,300	17,800	
16	169,000円以上	191,000円未満	48,100	38,400	24,100	19,200	
17	191,000円以上	213,000円未満	51,300	41,000	25,700	20,500	
18	213,000円以上	235,000円未満	55,900	44,700	28,000	22,400	
19	235,000円以上	257,000円未満	57,000	45,600	28,500	22,800	
20	257,000円以上	279,000円未満	58,500	46,800	29,300	23,400	
21	279,000円以上	301,000円未満	59,600	47,600	29,800	23,800	
22	301,000円以上	397,000円未満	63,200	50,500	31,600	25,300	
23	397,000円以上		64,700	51,700	32,400	25,900	

- 備考 ① この表の年齢区分は、令和8年4月1日の満年齢とし、その年度中に限り変更はありません。
- ② 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除等の税額控除は適用されません。
- ③ 市町村民税額の確認が取れない世帯（未申告等）につきましては最高階層での請求となります。
- ④ 小学校就学前のお子さまが2人以上いる世帯で、幼稚園及び保育所（園）等に通園している最年長のお子さまを第一子とした場合、第2子は約半額となります。（幼稚園等の場合は在園証明書をご提出ください）
- ⑤ 6-1階層までは④のにかかわらず、第2子は約半額となります。
- ⑥ 第3子以降は市町村民税にかかわらず（所得制限なし）、無料となります。
- ⑦ 8-1階層までのひとり親世帯等については、④、⑤、⑥にかかわらず、第1子は第2子の利用者負担額の〔 〕書きの額が適用され、第2子以降無料となります。
- ⑧ 「3歳から5歳」と「0歳から2歳の住民税非課税世帯」の保育料は0円となります。

<3歳以上児の保育料以外の徴収する費用について>

給食費、行事費、教材費、延長保育料等はそれぞれの施設で金額を決定し、徴収します。

※ただし、給食費については、上記階層表に照らし、以下の1～3までの児童については免除されます。

- 8-1階層までの要保護等（※）がいる世帯
※生活保護受給者及びひとり親世帯等
- 6-1階層までの世帯
- 同一世帯内の小学3年生以下から数えた第3子以降に該当する児童

各種費用の詳細について、

【公立保育所は、松戸市役所 保育課（047-366-7351）】へ

【民間保育園・小規模保育施設・認定こども園は、各施設】へお問い合わせください。

令和8年度 利用者負担額表（2，3号認定用）

階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税より決定します。

短時間認定

児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）円		第2子の利用者負担額（月額）円		3歳以上児
階層	定義	3歳未満児		3歳未満児			
区分		保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業	保育所（園） 認定こども園	小規模保育事業		
1A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0	0	0	保育料0円 その他保護者の負担額 ・給食費 ・行事費 ・教材費 ・延長保育料 等
1B	非課税世帯（ひとり親世帯等）		0	0	0	0	
2B	非課税世帯		0	0	0	0	
2	均等割額のみ（所得割額は0円）		7,400	5,900	3,700 [3,700]	3,000 [3,000]	
3	市民税所得割額が24,300円未満		9,000	7,200	4,500 [4,500]	3,600 [3,600]	
4	24,300円以上	48,600円未満	10,600	8,400	5,300 [5,300]	4,200 [4,200]	
5	48,600円以上	51,000円未満	13,600	10,800	6,800 [6,800]	5,400 [5,400]	
6-1	51,000円以上	57,700円未満	15,100	12,000	7,600 [7,600]	6,000 [6,000]	
6-2	57,700円以上	60,700円未満	15,100	12,000	7,600 [7,600]	6,000 [6,000]	
7	60,700円以上	72,800円未満	17,900	14,300	9,000 [8,800]	7,200 [7,200]	
8-1	72,800円以上	77,101円未満	22,900	18,300	11,500 [8,800]	9,200 [8,800]	
8-2	77,101円以上	84,900円未満	22,900	18,300	11,500	9,200	
9	84,900円以上	97,000円未満	23,900	19,100	12,000	9,600	
10	97,000円以上	109,000円未満	28,400	22,700	14,200	11,400	
11	109,000円以上	111,000円未満	30,900	24,700	15,500	12,400	
12	111,000円以上	123,000円未満	35,100	28,000	17,600	14,000	
13	123,000円以上	135,000円未満	35,900	28,700	18,000	14,400	
14	135,000円以上	157,000円未満	41,800	33,400	20,900	16,700	
15	157,000円以上	169,000円未満	43,700	34,900	21,900	17,500	
16	169,000円以上	191,000円未満	47,200	37,700	23,600	18,900	
17	191,000円以上	213,000円未満	50,400	40,300	25,200	20,200	
18	213,000円以上	235,000円未満	54,900	43,900	27,500	22,000	
19	235,000円以上	257,000円未満	56,000	44,800	28,000	22,400	
20	257,000円以上	279,000円未満	57,500	46,000	28,800	23,000	
21	279,000円以上	301,000円未満	58,500	46,800	29,300	23,400	
22	301,000円以上	397,000円未満	62,100	49,600	31,100	24,800	
23	397,000円以上		63,600	50,800	31,800	25,400	

- 備考 ① この表の年齢区分は、令和8年4月1日の満年齢とし、その年度中に限り変更はありません。
- ② 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除や寄付金税額控除等の税額控除は適用されません。
- ③ 市町村民税額の確認が取れない世帯（未申告等）につきましても最高階層での請求となります。
- ④ 小学校就学前のお子さまが2人以上いる世帯で、幼稚園及び保育所（園）等に通園している最年長のお子さまを第一子とした場合、第2子は約半額となります。（幼稚園等の場合は在園証明書をご提出ください）
- ⑤ 6-1階層までは④のにかかわらず、第2子は約半額となります。
- ⑥ 第3子以降は市町村民税にかかわらず（所得制限なし）、無料となります。
- ⑦ 8-1階層までのひとり親世帯等については、④、⑤、⑥にかかわらず、第1子は第2子の利用者負担額の〔 〕書きの額が適用され、第2子以降無料となります。
- ⑧ 「3歳から5歳」と「0歳から2歳の住民税非課税世帯」の保育料は0円となります。

<3歳以上児の保育料以外の徴収する費用について>

給食費、行事費、教材費、延長保育料等はそれぞれの施設で金額を決定し、徴収します。

※ただし、給食費については、上記階層表に照らし、以下の1～3までの児童については免除されます。

- 8-1階層までの要保護等（※）がいる世帯
※生活保護受給者及びひとり親世帯等
- 6-1階層までの世帯
- 同一世帯内の小学3年生以下から数えた第3子以降に該当する児童

各種費用の詳細について、

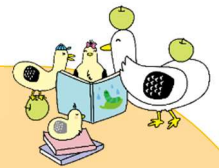
【公立保育所は、松戸市役所 保育課（047-366-7351）】へ

【民間保育園・小規模保育施設・認定こども園は、各施設】へお問合せください。

【10】保活をするみなさまへ

(1) 保育所（園）利用申込時のポイント

保育所（園）の利用申込みをする方につきましては、下記ポイントを参考のうえ申込みください。



1. **希望園は空き状況に関わらず希望する順番に申込みましょう。**
※希望する園から順番に利用調整を行います。希望順位が高いことで選考上優遇されることはありません。競争率が高く入りにくいと思われても希望する順番で申込みましょう。
2. **希望する保育所（園）についてはできる限り見学をしましょう。**
※選考には影響しませんが、毎日通う園ですのでできる限り雰囲気や通園路の確認をしましょう。
3. **自宅近隣や最寄り駅近隣のみではなく隣接駅や勤務先近隣の通園可能な保育所（園）をできる限り追加しましょう。**
※希望園が増えることで多くの園と調整が出来るため、入所（園）の可能性が高まります。
4. **兄弟姉妹が同時に申込み場合は、その条件についてご検討ください。**
※可能な限り兄弟姉妹が同園となるよう努めているところですが、入所（園）を最優先とする場合には、「（希望順位が低い施設でも）同一施設優先 ※別施設になる場合あり」または「（別施設でも）希望順位が高い施設優先」の条件で申込みいただくと入所（園）の可能性が高まります。
5. **0歳～2歳児クラスの児童については小規模保育施設をご検討ください。**
※松戸市内には多くの小規模保育施設がございます。希望園に含めていただくことで入所できる可能性が高まります。詳しくは次ページをご確認ください。
6. **3歳～5歳児クラスの児童については幼稚園も含めてご検討ください。**
※松戸市内には長時間の預かり保育を実施している幼稚園が多数あります。お子さまの教育とお仕事を両立させることができる幼稚園を選ぶこともできます。また預かり保育にかかる費用を軽減するため、松戸市独自の助成制度もございます。詳しくは次ページをご確認ください。
7. **保留となってしまった場合は、翌月以降の希望施設の追加をご検討ください。**
※希望園の追加変更については松戸市オンライン申請システムよりお手続きください。
また、ホームページ掲載の「入所選考に関する空き状況一覧」をご活用ください。

(2) 小規模保育施設と幼稚園について

松戸市には多くの小規模保育施設がありますが、小規模保育施設は2歳児クラスまでの施設であることから卒園後のことを心配する声が多く聞かれます。

卒園後の進路については、保育所（園）や認定こども園をイメージする方が多いと思いますが、松戸市では幼児教育にも力を入れており長時間預かりを行っている幼稚園がたくさんあります。費用面においてもご家庭での負担を軽減できるよう松戸市独自で助成金を支給する制度があります。

制度の活用により仕事と教育の両立も可能となることから、小規模保育施設から幼稚園への入園を選ぶ世帯は年々増加しています。また幼稚園への推薦枠制度も導入していますので、これを機にぜひ幼稚園を見据えた小規模保育施設の利用を考えてみてはいかがでしょうか。

①小規模保育施設について

○小規模保育施設の魅力

・ 保育料が安い

小規模保育施設の保育料は、保育所（園）の保育料よりも2割安くなっています。

・ アクセスしやすい

小規模保育施設の多くが駅前に設置されており通勤途中の利用がスムーズです。

・ 目が行き届きやすい

ワンフロアで保育しており、保育室面積に対しての保育士比率が高く、一人ひとりの子どもに目が行き届きやすくなっています。

・ 小規模ならではの成長

小規模保育施設では0歳～2歳児が一緒に部屋で保育されています。上の年齢の子を真似ることでの成長があります。上のクラスになるとお兄さん、お姉さんとしての自覚も芽生えます。

○幼稚園への推薦枠

松戸市では長時間の預かり保育を実施している幼稚園と小規模保育施設が連携し、推薦制度を導入しています。

推薦制度とは小規模保育施設の在園児童（卒園予定者）を対象に、幼稚園が定める推薦枠数に応じて小規模保育施設が幼稚園に推薦する制度です。この制度により、通園している小規模保育施設から連携している幼稚園の情報を得ることができ、スムーズな進学につなげることができます。

幼稚園入園に向けて保護者の負担も軽減することができますので、小規模保育施設を選ぶ際の参考にしてください。

※すべての小規模保育施設と幼稚園が連携し、推薦制度を導入しているわけではありませんのでご注意ください。連携している小規模保育施設と幼稚園については、保育所（園）等一覧表（右記二次元コード）をご参照ください。



※推薦制度は幼稚園への入園が確約されるものではありません。推薦制度を用いても幼稚園による選考は行われます。

②幼稚園について

○幼稚園の預かり保育時間

幼稚園の基本教育時間は1日4時間ですが、松戸市では長時間の預かり保育を実施している幼稚園が多数あります。

お子様の教育と仕事を両立させながら幼稚園を選ぶ世帯も年々増加しています。

実施施設や開園時間（預かり保育）については、右記二次元コードからアクセスのうえご確認ください。



○松戸市独自 私立幼稚園の預かり保育料の助成について

松戸市には預かり保育にかかる費用を軽減するため、松戸市独自の制度である「松戸市私立幼稚園預かり保育助成金」があります。この助成金は国の無償化制度ではまかないきれない預かり保育に対する保育料に対して、更に月額上限30,000円まで助成するものです。

対象となる施設や制度の詳細、申請方法等については、右記二次元コードからアクセスのうえご確認ください。



○松戸市送迎保育ステーションについて

送迎保育ステーションとは、保育所（園）と同様の保育時間を確保するために、幼稚園の教育時間の前後に預かり保育を実施する施設です。朝は幼稚園バスが来るまで、送迎保育ステーションでお子さまをお預かりし、幼稚園バスが到着したらお通いの幼稚園まで送迎します。日中は在園している幼稚園で教育を受け、夕方に再度幼稚園バスで送迎保育ステーションへ戻り、保護者のお迎えが来るまでの間、お子さまを保育します。

なお、送迎保育ステーションごとに指定幼稚園があり、ご利用には申込みが必要です。詳細については、右記二次元コードからアクセスのうえご確認ください。



(3) 松戸市オンライン相談システムについて

松戸市では、「バーチャル市役所」の構築への取り組みとして、保護者ご自身のスマホやタブレット等の端末から、専用のアプリをダウンロードすることなく、予約から、Web会議機能による相談まで完結する「松戸市オンライン相談システム」を導入しております。

保護者が市役所へ来庁することなく、保育課の窓口と同等の相談を実施することができます。また、セキュリティが担保されたシステムのため、個人情報を含んだ内容も安心して相談することができます。

ご自宅で相談したい方、遠隔地から松戸市へ転入を予定している方が松戸市役所へ来庁が難しい方など、ご活用ください。

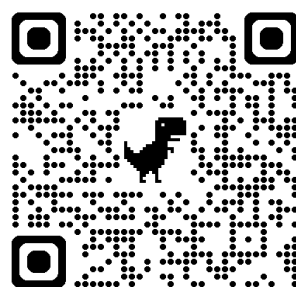
※「バーチャル市役所」：市民が必要とする情報や手続きを分かりやすく・適切に提供する、市民の来庁率を下げるための市民との連携基盤。

予約から相談までの流れ

- ①市公式ホームページ（「保育所（園）利用申込みに関するオンライン相談窓口について」）に設置された予約カレンダーから希望の日時を選択。
- ②予約フォームに必要事項（氏名、メールアドレス、相談内容、事前の確認事項等）を入力。
- ③入力完了後、システムから自動送信される仮予約完了メールに記載のURLにアクセスし、予約を確定。
- ④予約確定後、オンライン相談ルームに入室するための「入室URL」が記載された招待メールがシステムから申請者へ自動送信。
- ①相談実施24時間前にもリマインドメールがシステムから自動送信。
- ②相談当日、「入室URL」にアクセスし、市職員と相談を実施。
 - ・チャットを用いてテキストのやりとり等が可能です。
 - ※静かな場所等で実施される方は文字での会話も可能です
 - ・市の職員が提示した資料をスマホ等で見ながら相談実施が可能です。
 - ※提示した資料についてはダウンロードし、保存することが可能です。
 - ・画像データを事前にご準備いただければ、保護者の方からの資料も共有してお話しできます。
 - ・保護者の方が別々のスマホやパソコンからアクセスして同時に相談を受けることも可能です。



松戸市オンライン
相談システム



【11】 保育園・幼稚園・その他サービスに関する情報

保育所（園）・小規模保育事業・認定こども園一覧



保育施設マップ
(ここdeサーチ)



保育施設マップ
(やさシティマップ)



保育施設の利用案内



オンライン申請
(マイナポータル)



Web口座振替受付サービス
について



保育所（園）利用申込に関する
オンライン相談窓口について



松戸市内の幼稚園一覧



幼稚園の入園手続きについて



幼児教育・保育の無償化
について



松戸市独自私立幼稚園の
預かり保育料の助成について



施設等利用費(預かり保育等)・
松戸市私立幼稚園預かり
保育料助成の請求について



送迎保育ステーション
について



松戸市子育て情報
LINE公式アカウント



松戸市オンライン申請システム



病児・病後児保育施設のご案内

■病児・病後児保育事業とは…

病気や病気の回復期間中、集団保育や家庭での保育が困難な時に、お子さまを一時的にお預かりします。

■対象児童

生後 57 日～小学校 6 年生

■利用料金

(松戸市民) 4 時間以内 1,200 円 以降 1 時間 300 円 (市外の方) 4 時間以内 1,800 円 以降 1 時間 450 円

■実施施設一覧

施設名 (併設医療機関名)	所在地・電話	最寄駅	保育時間 ※祝日・年末年始は休園
ニコニコルーム (わぞクリニック) ※医療機関併設	西馬橋幸町 13 早稲田ビル 5 階 ☎047-347-2525	馬橋駅	月・火・木・金 8:30～18:00 土 8:30～17:00
ラポールマツド	本町 14-18 松戸トシオビル 1 階 ☎047-382-6877	松戸駅	月～金 8:30～18:30
ひまわり保育園 (新松戸中央総合病院) ※医療機関併設	新松戸 1-192 ソフィア新松戸 102 号 ☎047-309-6622	新松戸駅	月～金 8:30～18:30
すこやかルーム (ひがしまつど小児科) ※医療機関併設	東松戸 2-27-1 ☎047-391-7003	東松戸駅	月～金 8:30～18:00
ラポールヤバシラ	日暮 5-183 染谷ビル 1 階 ☎047-393-8688	八柱駅	月～金 8:30～18:30

■ご利用方法

※施設によって利用方法が異なる場合があります。詳細は、利用施設へ事前にお問い合わせください。

1. 事前登録 ご利用前に登録が必要です。登録の際は事前に施設へご連絡ください。
2. 申し込み ①利用希望日の前日(前日が休園日の場合にはその前の開園日)の開園時間内に、施設に電話で予約してください。
②すこやかルームについては病児保育ネットサービス「あずかるこちゃん」より予約してください。
3. 受 診 ニコニコルーム、ひまわり保育園、すこやかルームをご利用される方は、利用日当日に、併設の医療機関でお子さまを受診させてください。
ラポールマツド、ラポールヤバシラをご利用される方は、利用日当日に、協力医またはかかりつけ医療機関で受診させてください。
4. 利 用 利用日当日に申請書を提出し利用料金をお支払いください。

■注意事項

- ・お子さまの病状(新型コロナウイルス、麻しん、水痘等)によってはお預かりできない場合がございます。
- ・お預かり中、お子さまの体調が悪化した場合はお迎えをお願いすることがあります。
- ・その他詳細は、ページ下部の二次元コードからホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

松戸市 子ども未来応援課 ☎047-366-7347



市ホームページ QR コード